

## 広報紙「広報あたみ」仕様書

1. 発行回数 令和8年4月号～令和9年3月号 計12回  
(毎月1回10日発行。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、その日より前で、その日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日でない日とする。)
2. 印刷 オフセット印刷
3. 規格 (1) 体裁  
A4判 冊子 (綴り穴はJIS規格2穴、ページ数揃え込み)  
(2) ページ数及び刷色
- |         | ページ数 | 刷色  | 回数  |
|---------|------|-----|-----|
| 4月号～3月号 | 16頁  | 4色刷 | 12回 |
4. 発行部数 252,000部 (1回: 21,000部)
5. 用紙 マットコート紙 (古紙含有率20%以上) A判44.5kgと同程度 (令和7年度発行済み  
広報あたみと同程度)
6. 原稿 (1) 原則として、Microsoft Word、Microsoft Excel、PowerPoint、Adobe(イラストレーター、インデザイン等)等で作成したデータ(写真を含む)をメールで送付し、出力見本で入稿する。なお、グラフについてはMicrosoft Excel、PowerPoint等で作成した数値データを用いて印刷業者側で作成する。  
(2) 入稿は、原則として発行月の前月の15日以降とし、上記(1)による原稿は、市役所にて手渡しとする。  
(3) 判型(基準として)  
ア.組 縦組み、一部横組み  
イ.段数 縦組み…4段又は5段、横組み…3段が主体  
ウ.1段字詰め 縦組み…16字又は13字×33行、横組み…15字×51行が主体  
エ.段数及び書体 14級 明朝正体が主体  
オ.歯送り 字間送り…14歯、行間送り…21歯が主体  
(4) 写真等は、電子媒体・紙焼き・ポジにより、印刷業者が加工する。1回約50点程度。(増減あり)  
(5) デザイン等については、別途指示する場合あり。
7. 編集・レイアウト 本市の指示により、紙面の編集・レイアウト、カット、レタリング、カラーカンプ等の作成を印刷業者が行う。

8. 校正
- (1) 校正は原則として 3 校までとし、グラへの朱書き及び電子媒体で行う。
  - (2) 各校とも、カラーカンプ及び PDF データを本市へ直接提出する。提出部数は、別途指示する。また、初校、2 校の校正原稿は市役所で手渡し、3 校は、午後 4 時までにメールまたはファックスで行う。なお、各校のカラーカンプ提出及び校正原稿手渡し時間は、指定日の下記時間とする。
- |     | カラーカンプ提出      | 校正原稿手渡し                  |
|-----|---------------|--------------------------|
| 初校  | 午前 9 時 30 分まで | カラーカンプ提出の翌日午後 4 時 30 分以降 |
| 2 校 | 午前 9 時 30 分まで | カラーカンプ提出の翌日午後 4 時 30 分以降 |
| 3 校 | 午前 9 時 30 分まで | 上記(2)のとおり                |
- (3) 校了については、原則として責了とするが、印刷業者はカンプをメールまたはファックスにて市役所に提出し確認を求める。
  - (4) 各校とも、見出し及び記事の変更・組み替え、写真・イラスト等の変更・差し替え、レイアウトの変更をすることがある。
  - (5) 校了は、原則として発行月の **1** 日頃とする。
9. 納品
- (1) 納品日と納品場所
- 発行日前日の午後 4 時 30 分に、本市が指定する場所に納品する。
- (熱海市中央町 1-1 热海市役所地内)
- (2) 納品方法
- 配布箇所名 (約 150 箇所) ごとに、提示した部数 (1 箇所最大 1,020 部、最少 3 部) を梱包し、配布順に納品する。ただし、配布箇所数、梱包部数、配布順は、毎月変動する場合がある。
- (3) 梱包方法
- 配布箇所名・配布数を包装紙上部に明記し、十文字に紐かけ梱包又は封筒に封入する。なお、1 箇所あたりの部数が、200 部を超える場合は、分けて梱包すること。
- (4) その他
- ホームページ掲載用に PDF データ化したものを CD-R 等の記憶媒体で納品する。
10. 代金
- (1) 価格
- 契約価格は紙面の編集・レイアウト・カラーカンプ等の作成経費及び写真植字・版下作成など印刷に関する一切の経費、PDF データ化に関する経費、納品に関する経費等、一切を含めた価格とする。
- (2) 支払い
- 「3. 規格(2)」ごと 1 回分の金額を毎月の請求に基づき支払う。
11. 見積書
- (1) 見積書は、「3. 規格(2)」ごとの内訳が分かるように明記すること。
- 見積合わせの額は、総額(月額×12 回 消費税込み)で決定する。
12. その他
- (1) 頁数が増減する場合あり。その際は、両者で協議して決定する。